

# 布引だより

～ 一人ひとりがキラリ輝く布引の子 ～



令和3年8月30日

号外

## 滋賀県の地域感染レベルが、レベル3に引き上げられました

滋賀県に緊急事態宣言（8/27～9/12）が実施されるに伴い、滋賀県の地域感染レベルが「レベル3」に引き上げられました。

レベル2（感染拡大局面）、レベル3の感染予防対策として、レベル1と大きく違うことは、同居家族に風邪症状があった場合、児童本人が元気で出席停止になること、学校で感染リスクの高い活動は停止しなければならないことです。また、特に子どもは、症状が出なくても感染していることがあることから、児童本人やご家族の方が、咳が出る、体がだるい、微熱がある、のどが痛いなど、軽い風邪の症状でも出席停止としますのでご理解ください。緊急事態宣言が出されている間は、朝、昇降口で児童全員の体温を簡易体温計で測ります。体温が37.5度以上あった場合、教室へ入らないで別室でもう一度、しっかりとした体温計で測ります。何度か測定しそれでも体温が高い場合には、早退させますので、お迎えをお願いすることになります。発熱や風邪症状などの体調不良で早退する場合、同居家族となる兄弟姉妹（中学生等も）も一緒に早退ということになります。

新型コロナウイルスに関連した感染症対策への県教育委員会等の対応について



県教育委員会の対応について

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準における滋賀県の現在の「地域感染レベル」は「レベル3」です。（8月27日～9月12日）

滋賀県には8月27日から9月12日までを期間として緊急事態宣言が行われることとなりました。新規陽性者数はなお高い水準にあり、20歳代以下も高い割合を占めています。

現在、学校では新学期を迎えていますが、家庭と協力して、発熱等の風邪の症状がある場合等には登校しないなど感染症対策をお願いします。

歯磨きについては、校医さんにも助言いただき、磨いているときに唾液が飛んだり、うがいした水が吐き出すときに飛び散ったりすることから、感染リスクが高いと考えます。学校歯科医の方に、地域の感染レベルが下がるまでの学校における歯磨き中止の是非を伺ったところ、手洗い場の蛇口の数が限られているため中止もいたしかたない、朝と夜の歯磨きをしっかりとってくださいとのことでした。以上のことから、地域の感染レベル3の間は給食後の歯磨きは行わないこととします。（給食後、お茶を飲み、簡単ですが口腔内をきれいにする指導はします）ただし、矯正器具を付けていてどうしても磨かなければならないなどの理由がある場合は連絡帳等で申し出てください。

### 【児童の登校・早退について】

- ◆本人に発熱・咳が出る等の風邪症状が見られる場合、登校はさせないようにしてください。
- ◆家族に発熱・咳が出る等の風症症状が見られる場合も、登校はさせないようにしてください。
- ◆体調不良で早退する児童がいる場合、兄弟姉妹も同様に早退させることとします。
- ◆毎朝昇降口で、簡易体温計で全員の検温を行います。37.5度以上ある場合には教室へ入らず別室にて再度検温を行います。熱が下がらない場合には早退させます。

※ 平熱が高めのお子さんは、担任にお知らせください。

### 【学校生活について】

- ◆昼食後の歯磨きは、12日までの間は原則中止とします。
- ◆感染リスクが高い活動は停止します。